

回 答 書

件 名	西区・中央区土木センター電話設備通話録音装置等賃貸借（長期継続契約）		
質問書提出期限	令和 8 年 4 月 16 日	開札日	令和 8 年 4 月 21 日

本 市 回 答 欄

Q 1 契約書案第 3 条 4 項には契約保証金の額は、賃借料を 1 年間当たりの額に換算した額の 10 分の 1 以上の額とありますが、公告 12（3）には契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金とあります。どちらを正当としたらよろしいでしょうか。

A 1 1 年間当たりの額に換算した額の 10 分の 1 以上になります。